

緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた企業等の従業員と農林水産業でのマッチングを行い、農林水産業分野での臨時的雇用を支援するとともに、農林水産業者の事業継続を支援及び共同利用施設等で行う感染予防や感染拡大の防止を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 補助事業のうち緊急雇用紹介事業、緊急農林水産雇用事業の雇用型及び緊急農林水産雇用事業の援農型（農協）、感染症防止対策環境整備支援事業・新型コロナウイルス対策農林水産出荷支援事業については、対応する別表の第2欄に掲げる者

(2) 補助事業のうち緊急農林水産雇用事業の援農型（市町村）については、対応する別表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、同表の第7欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書並びにこれに添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2-1号によるものとする。

3 知事は、前条第1項の規定により交付申請と併せて実績報告を受けたときは、交付決定と併せて交付額の確定をすることができる。

4 第3項の規定による交付決定及び交付額の確定は、様式2-2号によるものとする。

5 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第2項 後段、第17条、第25条及び第26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第8欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日（間接補助事業にあっては間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日）から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、知事が別に定める日と補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

2 規則第17条第1項の報告書並びにこれに添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

は、様式第1号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費（第3条第1項第2号規定する間接補助事業にあつては、間接補助対象経費）の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

別表（第3条、第6条、第7条、第8条関係）

1 補助事業名	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更
緊急雇用紹介事業	農業協同組合	職業紹介支援員の人件費、活動費（旅費、PRチラシの印刷、相談会の開催等）等			1/2		補助金の増
緊急農林水産業雇用事業	雇用型	県、ハローワーク、農協が設置した無料職業紹介所等に求人票を提出している農林水産業者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等			1/2	人件費：3,600円/日、 450円/時間 交通費：500円/日	
	援農型（農協）	農業協同組合			1/2		
	援農型（市町村）	農業者、任意組織、農業協同組合等	(1)新型コロナウイルスの感染に係わる影響を受けた農林水産業者の営農等を支援するため、援農等（ボランティア）をした方に対しての人件費、交通費、衛生用具費等	1/2	市町村	1/2	
感染症防止対策環境整備支援事業・新型コロナウイルス対策農林水産出荷支援事業	農業協同組合、漁業協同組合等	選果場や市場等屋内での簡易かつ緊急的な感染防止のための消耗品等の購入及び設置に要する経費（マスク、消毒液、フェイスシールド、仕切り用アクリル板、循環扇等）			3/4	200千円/施設 （ただし、1事業実施主体当たり補助上限額は3,000千円とする）	

※当該年度の4月1日以降に係る事業に要した経費について対象とする

様式第1号（第4条、第10条関係）

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業（緊急雇用紹介事業）実施計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		県 費 (A) 円	そ の 他 (B) 円	
1 緊急雇用紹介事業 (1)職業紹介支援員の人件費 1) 人件費 2) 共済費 3) その他経費 (2)職業紹介支援員の活動費 1) 職業紹介責任者講習会 への参加経費 2) 旅費 3) 印刷製本費 4) 会場借上料 5) その他経費				
計				

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 職業安定法に基づく無料職業紹介事業の届出（予定）日 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
県 費 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 職業紹介支援員 の person 費等 (1) 人件費 (2) 共済費 (3) その他経費					
2 職業紹介支援員 の活動費 (1) 職業紹介責任者 講習会の参加経費 (2) 現地活動旅費 (3) 印刷製本費 (4) 会場借上料 (5) その他経費					
合 計					

7 添付書類

- (1) 農業人材紹介センターの年間活動計画（実績）書（別紙様式）
- (2) 職業紹介支援員の月別活動報告書（実績報告時）（任意様式）

別紙様式

農業人材紹介センターの年間活動計画（実績）書

事業実施主体名 _____

年 月	求 人 登 録 情 報			求職登録 累計件数	雇用成立 累計件数	備 考
	品 目	雇 用 条 件 (作業内容等)	登 録 件 数			
令和 2 年 5 月			件	件	件	
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
1 0 月						
1 1 月						
1 2 月						
1 月						
2 月						
3 月						

令和 年 月 日

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業
緊急農林水産業雇用事業（雇用型）交付申請書（実績報告書）

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号 _____
住所 _____
氏名 _____
(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
電話番号 _____

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金の交付を受けたいので、
鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付申請します。
鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

補助事業等の名称	令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金 (緊急農林水産業雇用事業（雇用型）)
算定基準額	円
交付申請額（実績額）	円
添付書類	交付申請時 <input type="checkbox"/> 求人票の写し 実績報告時 <input type="checkbox"/> 影響のあった企業の在職証明書 <input type="checkbox"/> 農林水産業に従事したことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 雇用者への支払い明細及び受け取り領収書等 <input type="checkbox"/> （学生の場合）在籍証明書又は類する書類

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 雇用予定者

雇用予定者			勤務先・部署 ・連絡先又は学校名	影響のあった事柄
住所	氏名	年齢		

※計画段階で雇用者が決まっていない場合は空欄でも可（実績時に記載すること）

(2) 従事作業内容及び予定期間

作業内容	予定期間	予定賃金	対象人数	求人票提出先
	令和 年 月～令和 年 月（ 日間）			

※作業内容は複数記載可、予定賃金は時給又は日給を記載

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備考
		県 費 (A)	そ の 他 (B)	
<雇用に要する経費> (1) 人件費 (2) 交通費	円	円	円	
合 計				

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
雇用者への経費 (1) 人件費 (2) 交通費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 実施計画時

1) 県、ハローワーク、農協が設置している無料職業紹介者に提出した求人票の写し

(2) 実績報告時

- 1) 影響のあった企業の在職証明書（任意書式）
- 2) 農林水産業に従事したことを証明する書類（任意書式）
- 3) 雇用者への支払い明細及び受け取り領収書等（任意書式）
- 4) (学生の場合) 在籍証明書又は類する書類

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業
（緊急農林水産業雇用事業のうち援農型（農協））実施計画（報告）書

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号 _____
住所 _____
氏名 _____
（団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）
電話番号 _____

- 令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金の交付を受けたいので、
鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付申請します。
鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

補助事業等の名称	令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金 （緊急農林水産業雇用事業のうち援農型（農協））
算定基準額	円
交付申請額（実績額）	円
添付書類	実績報告時 <input type="checkbox"/> 援農の様子がわかる画像等 <input type="checkbox"/> 援農対応者の作業従事内容（日数・時間等）を証明する書類（任意書式） <input type="checkbox"/> 援農対応者へ賃金の支払い明細及び受け取り領収書等（

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 援農対象者

援農対象者		経営内容	備考
住所	氏名		

(2) 援農内容及び予定期間

作業内容	予定期間	延べ援農人数	備考
	令和〇年〇月～令和〇年〇月 (〇〇日間)		

※作業内容は複数記載可、予定賃金は時給又は日給を記載

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県 費 (A)	そ の 他 (B)	
<援農に要する経費> (1) 人件費 (2) 交通費 (3) 衛生用具費 (4) その他経費	円	円	円	

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
<援農に要する経費> (1) 人件費 (2) 交通費 (3) 衛生用具費 (4) その他経費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類 (実績報告時)

- (1) 援農の様子がわかる画像等
- (2) 援農対応者の作業従事内容 (日数・時間等) を証明する書類 (任意書式)
- (3) 援農対応者へ賃金の支払い明細及び受け取り領収書等 (任意書式)

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業
（緊急農林水産業雇用事業のうち援農型（市町村））実施計画（報告）書

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号 _____
住所 _____
氏名 _____
（団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）
電話番号 _____

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金の交付を受けたいので、
鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付申請します。
鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

補助事業等の名称	令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金 （緊急農林水産業雇用事業のうち援農型（市町村））
算定基準額	円
交付申請額（実績額）	円
添付書類	実績報告時 <input type="checkbox"/> 援農の様子がわかる画像等 <input type="checkbox"/> 援農対応者の作業従事内容（日数・時間等）を証明する書類（任意書式） <input type="checkbox"/> 援農対応者へ賃金の支払い明細及び受け取り領収書等（

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 援農対象者

援農対象者		経営内容	備考
住所	氏名		

(2) 援農内容及び予定期間

作業内容	予定期間	延べ援農人数	備考
	令和〇年〇月～令和〇年〇月 (〇〇日間)		

3 経費の配分

区 分	間接補助事業に要する経費 (又は間接補助事業に要した経費) (A) + (B) + (C)	負 担 区 分			備考
		県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
< 援農に要する経費 > (1) 人件費 (2) 交通費 (3) 衛生用具費 (4) その他経費	円	円	円	円	

4 事業実施(予定)期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県 費 市町村費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
<援農に要する経費> (1) 人件費 (2) 交通費 (3) 衛生用具費 (4) その他経費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類 (実績報告時)

- (1) 援農の様子が見える画像等
- (2) 援農対応者の作業内容 (日数・時間等) を証明する書類 (任意書式)
- (3) 援農対応者へ賃金の支払い明細及び受け取り領収書等 (任意書式)

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業
（感染症防止対策環境整備支援事業・新型コロナウイルス対策
農林水産出荷支援事業）交付申請書（実績報告書）

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号 _____
住所 _____
氏名 _____
（団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）
電話番号 _____

令和2年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金の交付を受けたいので、
鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付申請します。
鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

補助事業等の名称	緊急雇用対策農林水産ささえあい事業 （感染症防止対策環境整備支援事業・新型コロナウイルス対策 農林水産出荷支援事業）
算定基準額	円
交付申請額（実績額）	円
添付書類	実績報告時 <input type="checkbox"/> 購入・設置等の支出内訳がわかる書類、領収書の写し等 <input type="checkbox"/> 設置費については上記（1）に加え設置状況がわかる写真

1 事業の目的

2 事業の内容

環境整備施設名	資材等	数量	単価

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県 費 (A)	そ の 他 (B)	
	円	円	円	

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
物品購入費 衛生用品購入費 設置費	円	円	円	円	
合 計					

※物品購入費：フェイスシールド、仕切り用アクリル板、循環扇等

※衛生用品購入費：マスク、消毒液等

※設置費：仕切り板、循環扇等を設置するために必要な経費

6 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

7 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

8 添付書類(実績報告時)

(1) 購入・設置等の支出内訳がわかる書類、領収書の写し等

(2) 設置費については上記(1)に加え設置状況がわかる写真

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

印

〇〇年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金交付要綱（令和2年4月24日付第20200026549号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

印

〇〇年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付第 号の申請書 (以下「申請書」という。) で申請のあった緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金 (以下「本補助金」という。) については、鳥取県補助金等交付規則 (昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第 18 条第 1 項の規定に基づき補助金の額の確定をしたので、規則第 8 条第 1 項及び規則第 18 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記 2 の (2) の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

〇〇年度仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった 年度緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金について、緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金交付要綱（令和2年4月24日付第20200026549号鳥取県農林水産部長通知）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）参考となる資料を添付すること。